

障害者就労B型

平均工賃1万6118円

厚労省 前年度比3.3%アップ

厚生労働省は11月25日、障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型、B型について、2018年度の平均賃金・工賃を明らかにした。

賃金が月額7万6887円で、前年度比2802円(3.8%)増えた。雇用契約を結ばずに働くB型は平均工賃が月額1万6118円で、前年度比515円(3.3%)増えた。

同日の社会保障審議会障害者部会(座長川村康平・慶應義塾大教授)に報告した。都道府県別に見ると、A型の平均賃金は茨城、滋賀の2県で前年度より下がった。B型の平均工賃は前年度全国で

最も高かった福井県など5県で下がった。18年4月の障害報酬改定により、事業者が受け取る報酬は、A型の場合、障害者の平均労働時間が長いほど高くなるよう設定。B型は障害者の平均工賃が

高いほど高くなるようにした。この改定が影響して、賃金・工賃が全国平均で上がったとみられている。

就労継続支援のサー

ビス利用者数は、今年

7月現在、A型が約7・1万人、B型が約26・3万人。18年度の事業所数はA型が3554カ所、B型が1万1750カ所。

(福田敏克)